

白河市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

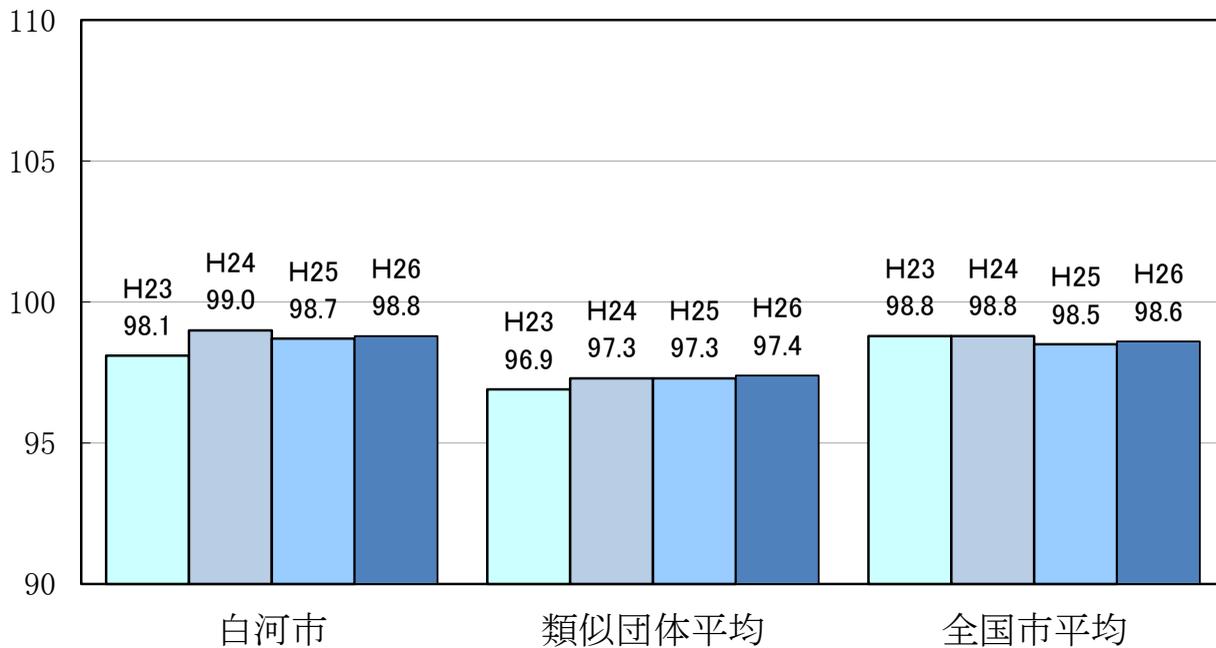
区分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 62,929	千円 41,728,438	千円 1,304,461	千円 4,312,271	% 10.3	% 11.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 483	千円 1,834,878	千円 370,233	千円 684,273	千円 2,889,384	千円 5,982	千円 5,715

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。
 ※ 26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

なし

(4) 給与改定の状況

※当市には、人事委員会がないため記載しない。

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
25年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の 支給割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
25年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容 (平均引下げ率、実施 (実施予定) 時期、経過措置の有無等具体的な内容 (未実施の場合には、その理由)

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職給料表については、県人事委員会勧告に準拠した見直しを行い、平均0.9%引下げ。高齢層を中心に最大3%程度引下げ、若年層は引上げた。激変緩和のため、5年間(平成32年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。技能労務職給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し ※当市に制度なし。

実施内容 (国基準における場合の支給割合及び当該団体当該団体の支給割合)

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、県の見直しを踏まえ実施。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（26年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
白河市	41.8 歳	322,700 円	391,492 円	348,560 円
福島県	42.9 歳	336,500 円	420,082 円	366,625 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	42.9 歳	324,693 円	384,479 円	353,722 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する 民間の類 似職種	平均 年齢	平均給与月額 (B)	
白河市	54.8 歳	4人	289,200 円	290,725 円	289,200 円	—	—	—	—
うち調理員	58.6 歳	2人	291,700 円	292,900 円	291,700 円	調理師	42.7 歳	244,200 円	1.20
うち用務員	51.0 歳	2人	286,700 円	288,500 円	286,700 円	用務員	54.3 歳	199,300 円	1.45
福島県	53.4 歳	283人	369,700 円	414,461 円	389,429 円	—	—	—	—
国	50.1 歳	3,119人	287,992 円	—	326,611 円	—	—	—	—
類似団体	50.9 歳	31人	301,568 円	327,067 円	313,801 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
白河市	—	—	—
うち調理員	4,760,251 円	3,209,400 円	1.48
うち用務員	4,259,269 円	2,747,000 円	1.55

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
(平成23年～25年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため、国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（26年4月1日現在）

区 分		白 河 市	福 島 県	国
一般行政職	大 学 卒	175,100 円	181,800 円	172,200 円
	高 校 卒	142,500 円	146,900 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	139,400 円	144,500 円	—
	中 学 卒	123,600 円	136,100 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（26年4月1日現在）

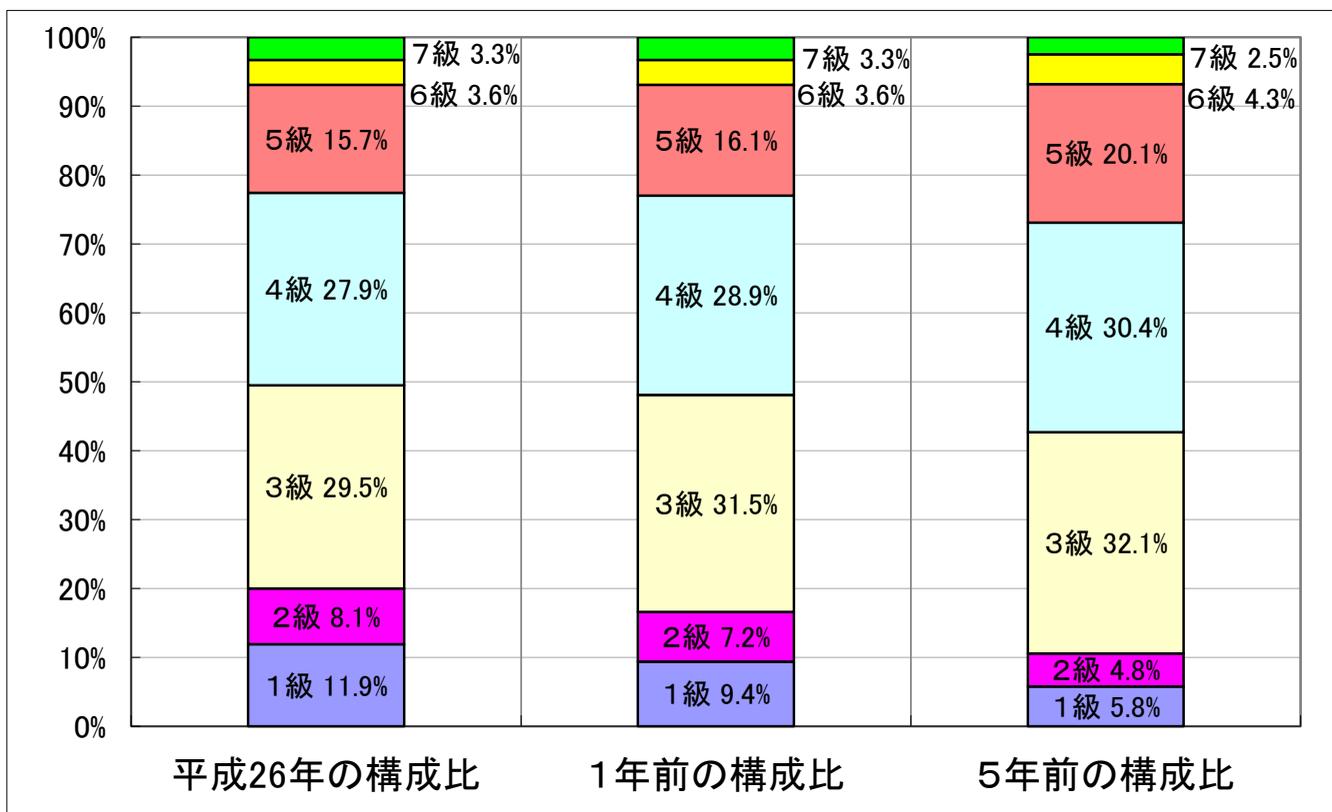
区 分		経験年数10年	経験年数20	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	262,300 円	355,400 円	387,600 円	
	高 校 卒	222,100 円	305,600 円	364,900 円	377,300 円
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	部長、理事、振興事務所長	13人	3.3%	372,300円	464,700円
6級	部次長、参事	14人	3.6%	326,200円	430,700円
5級	課長、主幹	62人	15.7%	294,300円	413,500円
4級	課長補佐、主任主査	110人	27.9%	266,400円	401,200円
3級	係長、主査、副主査	116人	29.5%	226,700円	361,500円
2級	主事、技師	32人	8.1%	188,900円	313,700円
1級	主事、技師	47人	11.9%	119,500円	247,900円

- (注) 1 白河市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、毎年1月1日から12月31日までの1年間の勤務成績の証明に基づき、全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（55歳を超える職員は、2号給）とすることを標準として決定している。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

白 河 市	福 島 県	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,506 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,639 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.4)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.4)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

勤勉手当は、6月1日、12月1日にそれぞれ在職する職員に対し、それぞれ基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給している。

(2) 退職手当 (26年4月1日現在)

白 河 市	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 21.62 月分 27.025 月分	勤続20年 21.62 月分 27.025 月分
勤続25年 30.82 月分 36.57 月分	勤続25年 30.82 月分 36.57 月分
勤続35年 43.7 月分 52.44 月分	勤続35年 43.7 月分 52.44 月分
最高限度額 52.44 月分 52.44 月分	最高限度額 52.44 月分 52.44 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)
(退職時特別昇給 なし)	
1人当たり平均支給額 23,438 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (26年4月1日現在) ※当市に制度なし。

支給実績(25年度決算)			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%
地域手当補正後ラスパイレス指数			
(ラスパイレス指数)			

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)算出。)

(4) 特殊勤務手当 (26年4月1日現在) ※当市に制度なし。

支給実績(25年度決算)		千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)		%		
手当の種類(手当数)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績	左記職員に対する支給単価

(5) 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	181,516 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	376 千円
支給実績(24年度決算)	168,689 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	353 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、非職員を含む。

(6) その他の手当 (26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給(支給額) 配偶者13,000円等	同じ	無	59,648 千円	236,699 円
住居手当	借家等に居住している職員(月額9,500円を超える家賃を支払っている者に限る。(支給額) 借家等:上限27,000円)	異なる	国においては、月額12,000円を超える家賃を支払っている場合支給	21,932 千円	292,436 円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担し、又は自動車等交通用具を使用することを常例とする職員等に支給(支給額) 交通機関利用:6箇月定期券等の価額による一定額 交通用具使用:通勤距離に応じた額(上限47,700円)	異なる	運賃相当額が61,000円を超える場合、超える額の1/2を加算	34,776 千円	88,715 円
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活する職員に支給(支給額) 基本額23,000円、距離に応じた加算額6,000円~45,000円	同じ	無	552 千円	276,000 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定する職にある職員に支給(支給額) 職に応じた額(31,700~71,600円)	異なる	勤務課所・給料表・職務の級に応じて支給	62,539 千円	579,071 円

5 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	市区町村長	1,030,000 円		(参考)類似団体における最高/最低額 1,030,000 円 / 435,000 円			
	副市町村長	(815,000 円)		849,000 円 / 571,000 円			
報 酬	議 長	463,000 円		543,000 円 / 350,000 円			
	副 議 長	(406,000 円)		503,000 円 / 300,000 円			
	議 員	(385,000 円)		457,000 円 / 280,000 円			
期 末 手 当	市区町村長	(25年度支給割合)					
	副市町村長	2.90 月分					
議 長	議 長	(25年度支給割合)					
	副 議 長	2.90 月分					
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)		
	副市町村長	給料月額×在職月数×48÷100		23,731,200 円	任期毎		
	備 考	給料月額×在職月数×25÷100		9,780,000 円	任期毎		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

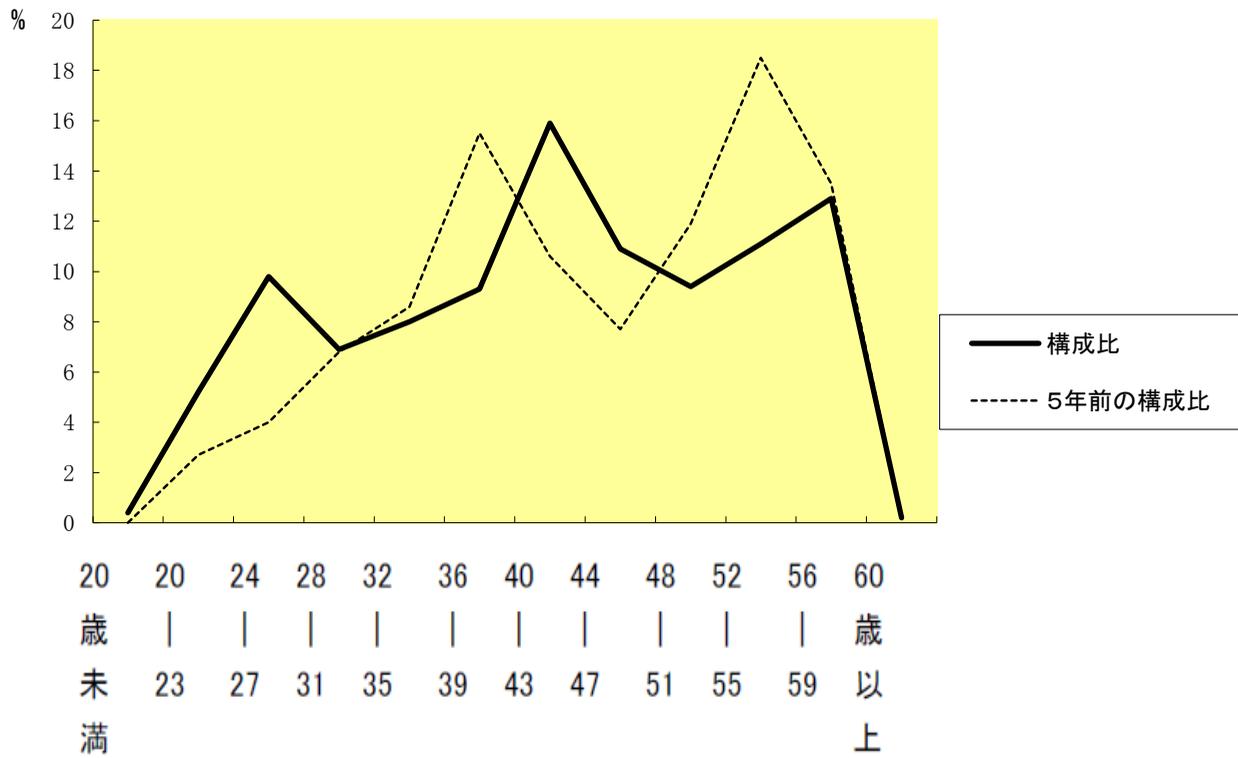
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成25年	平成26年		
普 通 会 計 部 門	一般行政部門	362	363	1	
	計	362	363	1	<参考> 人口1万人当たり職 57.68 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 57.74 人)
	教育部門	117	121	4	
	消防部門				
	小 計	478	484	6	<参考> 人口1万人当たり職 76.91 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 75.40 人)
公 営 会 企 業 部 等 門		57	56	▲ 1	
	小 計	57	56	▲ 1	
合 計		536 [598]	540 [598]	4 []	<参考> 人口1万人当たり職 85.81 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。
 3 職員数には教育長も含む。

(2)年齢別職員構成の状況（26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	2	28	53	37	43	50	86	59	51	60	70	1	540

(注) 1 職員数には教育長も含む。

(3)職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	365	362	363	361	362	363	▲2 (▲0.5%)
教育	132	126	129	121	117	121	▲11 (▲8.3%)
消防							(%)
普通会計	497	488	492	482	479	484	▲13 (▲2.6%)
公営企業等会計	59	58	59	57	57	56	▲3 (▲5.1%)
総合計	556	546	551	539	536	540	▲16 (▲2.9%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
25年度	千円 880,350	千円 90,646	千円 99,107	% 11.3	% 9.4

区分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
25年度	人 16	千円 63,588	千円 11,271	千円 24,248	千円 99,107	千円 6,194	千円 6,122

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、25年3月31日現在の人数である。
3 資本勘定支弁職員に係る職員給与費千円を含まない。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
白河市 水道事業	46.5歳	325,164円	516,182円
団体平均	45.0歳	342,822円	509,358円
事業者	-	-	-

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

白河市水道事業		団体平均	
1人当たり平均支給額(25年度)		1人当たり平均支給額(25年度)	
1,515 千円		1,455 千円	
(25年度支給割合)			
期末手当	勤勉手当		
2.55 月分	1.35 月分		
(1.40) 月分	(0.65) 月分		
(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (26年4月1日現在)

白河市水道事業		団体平均	
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	
勤続35年	43.7 月分	52.44 月分	
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)			
(退職時特別昇給 なし)			
1人当たり平均支給額 0 千円		1人当たり平均支給額 13,933 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 ※当市に制度なし。

(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
	%	人	%

エ 特殊勤務手当 (26年4月1日現在) ※当市に制度なし。

支給実績(25年度決算)		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)		%	
手当の種類(手当数)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績
			左記職員に対する支給単価

オ 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	3,489 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	218 千円
支給実績(24年度決算)	2,965 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	186 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給(支給額)配偶者13,000円等	同じ	無	3,379 千円	241,357 円
住居手当	借家等に居住している職員(月額9,500円を超える家賃を支払っている者に限る。(支給額)借家等:上限27,000円)	一部異なる	無	277 千円	276,100 円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担し、又は自動車等交通用具を使用することを常例とする職員等に支給(支給額)交通機関利用:6箇月定期券等の価額による一定額 交通用具使用:通勤距離に応じた額(上限47,700円)	一部異なる	運賃相当額が61,000円を超える場合、超える額の1/2を加算	1,883 千円	117,687 円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活する職員に支給 (支給額) 基本額23,000円、距離に応じた加算額 6,000円～45,000円	同じ	無	0 千円	0 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定する職にある職員に支給 (支給額) 職に応じた額(31,700～71,600円)	同じ	無	2,247 千円	749,000 円